

# 福岡県公報

令和四年十月四日  
第三百三十七号  
増刊  
②

## 目次

規則(第三十三号)

○福岡県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則 (公園街路課) ……………一

再掲

○福岡県職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局給与公平課) ……………一

○福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局給与公平課) ……………七

○福岡県立中学校学則等の一部を改正する規則 (教育庁高校教育課) ……………七

## 規則

福岡県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和四年十月四日

福岡県知事 服部 誠太郎

### 福岡県規則第三十三号

福岡県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県都市公園条例施行規則(昭和五十二年福岡県規則第二十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一多目的広場の項を次のように改める。

筑豊緑地	一月四日から三月三十一日まで	十一月一日から十二月二十八日まで	午前九時から午後五時まで
	四月一日から十月三十一日まで		午前九時から午後五時まで

多目的広場	筑後広域公園(球技場)	一月四日から十二月二十八日まで	午前六時から午後九時まで
	筑後広域公園(多目的運動場)	一月四日から三月三十一日まで 十一月一日から十二月二十八日まで	午前六時から午後六時まで
再掲	筑後広域公園(多目的広場)	四月一日から十月三十一日まで	午前六時から午後九時まで
	筑後広域公園(屋根付広場)	一月四日から十二月二十八日まで	午前九時から午後五時まで

## 附則

この規則は、公布の日から施行する。

## 再掲

福岡県公告式条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和四年九月三十日

福岡県人事委員会委員長 山口 幸雄

### 福岡県人事委員会規則第十六号

福岡県職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

福岡県職員の育児休業等に関する規則(平成四年福岡県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第一条の五を削る。

第一条の四(見出しを含む。)中「第二条の四第二号」を「第二条の四第三号」に改め、同条を第一条の五とする。

第一条の三の見出し中「第二条の三第三号ロ」を「第二条の三第三号ハ」に改め、同条各号列記以外の部分中「第二条の三第三号ロ」を「第二条の三第三号ハ」に、「同条ロ」を「同条ハ」に改め、同条第一号及び第二号中「第二条の三第三号ロ」を「第二条

の三第三号ハ」に改め、同条に次の一号を加え、同条を第一条の四とする。

三 前条に規定する事情に該当した場合

第一条の二の次に次の一条を加える。

(条例第二条の三第三号及び第二条の四の人事委員会が定める特別の事情)

**第一条の三** 条例第二条の三第三号及び第二条の四の人事委員会が定める特別の事情は

、条例第三条第一号から第四号までに掲げる事情とする。

第二条第一項中「(様式第二号)」を「(様式第一号)」に、「第二条第三号二」を

「第三条第七号」に、「条例第二条の三第三号に掲げる場合又は第二条の四に定める場

合にあつて」を「次に掲げる場合」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該請求に係る子の出生の日から条例第三条の二に規定する期間内に育児休業をしようとする場合

二 条例第二条の三第三号に掲げる場合に該当する場合であつて、当該請求をする日

が当該請求に係る子の一歳到達日(当該請求をする非常勤職員が同条第二号に掲げ

る場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若

しくはこれに相当する場合に該当してする地方公務員の育児休業等に関する法律(

平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。)その他の法律等の規定によ

る育児休業(以下この号において「法定等育児休業」という。)の期間の末日とさ

れた日が当該請求に係る子の一歳到達日後である場合は、当該末日とされた日(当

該育児休業の期間の末日とされた日と当該法定等育児休業の期間の末日とされた日

が異なるときは、そのいずれかの日)以前の日である場合

三 条例第二条の四の規定に該当する場合であつて、当該請求をする日が当該請求に

係る子の一歳六か月到達日以前の日である場合

第二条第二項中「非常勤職員」を「任期を定めて採用された職員」に、「第二条第三

号二」を「第三条第七号」に改める。

第三条を次のように改める。

(育児休業の期間の延長の請求手続)

**第三条** 育児休業の期間の延長の請求は、育児休業承認請求書により行い、条例第三条

第七号に規定する職員が任期を更新されることに伴い育児休業の期間の延長を請求す

る場合を除き、育児休業の期間の末日とされている日の翌日の一月(次に掲げる育児

休業の期間を延長しようとする場合は、二週間)前までに行うものとする。

一 当該請求に係る子の出生の日から条例第三条の二に規定する期間内に行っている育

児休業(当該期間内に延長後の育児休業の期間の末日とされる日があることとなる

ものに限る。)

二 条例第二条の三第三号に掲げる場合に該当してしている育児休業

三 条例第二条の四の規定に該当してしている育児休業

2 前条第二項本文の規定は、育児休業の期間の延長の請求について準用する。

第四条第二項中「(様式第三号)」を「(様式第二号)」に改める。

第四条の二第一号中「地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号

以下「育児休業法」という。)」を「育児休業法」に改める。

第五条を次のように改める。

(育児短時間勤務に係る育児短時間勤務計画書)

**第五条** 条例第十一条第六号に規定する育児短時間勤務により子を養育するための計画

の申出は、育児短時間勤務計画書(様式第三号)により行うものとする。

様式第一号を次のように改める。

## 様式第1号(第2条関係)

## 育児休業承認請求書

(任命権者)		請求年月日		年	月	日
_____ 殿		請求者 所 属		_____		
		職 名		_____		
		氏 名		_____		
		育児休業の承認		を請求します。		
		下記のとおり				
		育児休業の期間の延長				
1 請求に係る子	氏 名					
	続 柄 等					
	生年月日	年	月	日生		
2 請求の内容	<input type="checkbox"/> 育児休業の承認（次に掲げる育児休業の承認を除く。） <input type="checkbox"/> 同一の子に係る3回目以後の育児休業の承認（既に2回の育児休業（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項各号に掲げる育児休業を除く。）を取得した場合のものに限る。） <input type="checkbox"/> 育児休業の期間の最初の延長 <input type="checkbox"/> 育児休業の期間の再度の延長 （同一の子に係る3回目以後の育児休業の承認（既に2回の育児休業（育児休業法第2条第1項各号に掲げる育児休業を除く。）を取得した場合のものに限る。）、育児休業の期間の再度の延長、非常勤職員の1歳6か月までの子の育児休業の承認又は非常勤職員の2歳までの子の育児休業の承認が必要な事情を記入）					
3 請求期間	年	月	日から	年	月	日まで
4 既に育児休業をした期間	年	月	日から	年	月	日まで
	年	月	日から	年	月	日まで
	年	月	日から	年	月	日まで
	年	月	日から	年	月	日まで
5 配偶者	氏 名					
	育児休業の期間	年	月	日から	年	月
6 備考						

(育児休業承認請求書の裏面)

※任命権者記入欄

決 裁						受理年月日	年	月	日
						決裁年月日	年	月	日
	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認								

記入上の注意

- 1 この請求書（福岡県職員の育児休業等に関する条例（平成4年福岡県条例第4号。以下「条例」という。）第3条第7号に掲げる事情に該当してする育児休業及び育児休業の期間の延長に係るものを除く。）には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書又は養子縁組届受理証明書、事件が係属している家庭裁判所等が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書又は証明書等）を添付すること（写しでも可）。
- 2 「2 請求の内容」欄の「1歳6か月までの子の育児休業」とは、条例第2条の3第3号に掲げる場合に該当してする育児休業をいい、「2歳までの子の育児休業」とは、条例第2条の4に定める場合に該当してする育児休業をいう（5において同じ）。
- 3 子の出生前に請求する場合は、「3 請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。
- 4 条例第3条第7号に掲げる事情に該当してする育児休業をしようとする場合は、所属、職、氏名、「3 請求期間」欄及び「4 既に育児休業をした期間」欄のみを記入すること。
- 5 「5 配偶者」欄は、非常勤職員が1歳2か月までの子の育児休業（条例第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業をいう。）、1歳6か月までの子の育児休業又は2歳までの子の育児休業をしようとする場合に記入すること。
- 6 「6 備考」欄には、(ア) 請求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合、その氏名、請求者との続柄等及び生年月日を、(イ) 請求に係る子が養子の場合においては、養子縁組の効力が生じた日を、(ウ) 請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合においては、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等を記入すること。
- 7 該当する口にはレ印を記入すること。

。様式第二号を削り、様式第三号を様式第二号とし、同様式の次に次の一様式を加える

様式第3号 (第5条関係)

育児短時間勤務計画書

(任命権者)  _____ 殿	提出年月日      年    月    日			
	所 属 _____ 職 名 _____ 氏 名 _____			
福岡県職員の育児休業等に関する条例第11条第6号の規定に基づき、再度の育児短時間勤務の承認の請求をする予定ですので、育児短時間勤務の計画について下記のとおり提出します。  なお、下記の記載事項に変更が生じた場合は、遅滞なく届け出ます。				
1 請求に係る子				
子の氏名	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 30%; text-align: center;">生年月日</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">年    月    日生</td> </tr> </table>		生年月日	年    月    日生
	生年月日	年    月    日生		
2 請求者の計画				
請求期間	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">年    月    日から</td> <td style="width: 70%; text-align: center;">年    月    日まで</td> </tr> </table>	年    月    日から	年    月    日まで	
年    月    日から	年    月    日まで			
再度の請求予定期間	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">年    月    日から</td> <td style="width: 70%; text-align: center;">年    月    日まで</td> </tr> </table>	年    月    日から	年    月    日まで	
年    月    日から	年    月    日まで			
3 備 考				

(注) ① 育児短時間勤務計画書は、育児短時間勤務承認請求書と同時に（変更の届出の場合は、記載事項に変更が生じた後遅滞なく）提出するものとする。

② 「請求期間」欄には、育児短時間勤務承認請求書に記載した請求期間を記入する。

③ 子の出生前に提出する場合は、「1 請求に係る子」欄の記入は、出生後、速やかに行うこと。

④ 変更の届出の場合は、1及び2の記載事項のうち変更する箇所のみ記入する。

附則

この規則は、令和四年十月一日から施行する。

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和四年九月三十日

福岡県人事委員会委員長 山口 幸雄

福岡県人事委員会規則第十七号

福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の一部を改正する規則

福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則（昭和三十二年福岡県人事委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第二十条第二項第二号中「当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である職員」を「次に掲げる職員」に改め、同号に次のように加える。

イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第三条の二に規定する期間内にある育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である職員

ロ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第三条の二に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である職員

第二十六条第二項第三号中「当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である職員」を「第二十条第二項第二号イ及びロに掲げる職員」に改める。

附則

この規則は、令和四年十月一日から施行する。

福岡県教育委員会公告式規則（昭和二十八年福岡県教育委員会規則第十号）第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県立中学校学則等の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和四年九月二十一日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第五号

福岡県立中学校学則等の一部を改正する規則

（福岡県立中学校学則の一部改正）

第一条 福岡県立中学校学則（平成十五年福岡県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第一号様式中 「**割印**」を削り、「証する。」を「証する」に改める。

第二号様式中

「**志願者氏名**（自署）」

及び

「**保護者氏名**（自署）」

を削り、

連絡先電話番号	( - - )
	( - - )
	( - - )
	( - - )

に改める。

ふりがな		
氏名		

を

ふりがな		
氏名 (自署)		

に、

出身学校名		学校
-------	--	----

を

出身学校名		
-------	--	--

に、

連絡先電話番号	自宅	( - - )
	その他	( - - )
		( - - )

を

（福岡県立中等教育学校学則の一部改正）  
**第二条** 福岡県立中等教育学校学則（平成十五年福岡県教育委員会規則第八号）の一部  
 を次のように改正する。  
 第一号様式中「**割印**」を削り、「証する。」を「証する」に改める。

ふりがな 氏名		
------------	--	--

を

ふりがな 氏名 (自署)		
--------------------	--	--

に改める。

第三号様式中  
 本人氏名（自署）  
 及び  
 保護者氏名（自署）  
 を削り、



ふりがな		
氏名		

を

ふりがな		
氏名 (自署)		

に、

出身学校名		学校
-------	--	----

を

出身学校名	
-------	--

に、

連絡先電話番号	自宅	-	-
	その他	(	- -)
		(	- -)
		(	- -)

を

第二号様式中

「 志願者氏名 (自署) 」

及び

「 保護者氏名 (自署) 」

を削り、

第三号様式中

「 本人氏名 (自署) 」

及び

「 保護者氏名 (自署) 」

を削り、

連絡先電話番号	(	- -)
	(	- -)
	(	- -)
	(	- -)

に改める。

(福岡県立特別支援学校学則の一部改正)

第三条 福岡県立特別支援学校学則(昭和三十二年福岡県教育委員会規則第二十号)の

一部を次のように改正する。

第一号様式中「**割印**」を削る。

第三号様式及び第四号様式中

「本人氏名」及び「保護者氏名」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

ふりがな 氏名		
------------	--	--

を

ふりがな 氏名 (自署)		
--------------------	--	--

に改める。